次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方

参考資料集

目 次

1 次世代育成支援全般 次世代育成支援に関係する制度の現状【P2】 保育サービスの全体像【P3】

2 サービスの量的拡大関係

(1) 各種サービス量の現状と潜在需要 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)【P4】 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P5】 保育所待機児童の現状【P6】 放課後児童クラブの待機児童数等の推移【P7】 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P8】

(2) 各種サービスの地域格差

3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】【P9】 小学校1~3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)【P10】

妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況(平成19年8月現在)【P11】 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況【P12】

3 サービスの質の維持・向上関係 保育の質を支える仕組み【P13】 保育士等の給与額、年齢、勤続年数【P14】

4 財源·費用負担関係

(1) 各国の次世代育成支援に対する支出負担の現状 各国の児童・家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)【P15】 各国の社会支出全体に占める児童・家族関係社会支出の割合【P16】 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の財源構成(推計)の国際比(対GDP比)【P17】 (2) 今後追加的に必要となる社会的コストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より) 仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計【P18】

(3) 費用負担の現状と考え方

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成【P20】 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方【P21】 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの給付費の負担割合と利用者負担【P22】 各制度の費用負担の現状①-事業主負担の考え方-【P23】 各制度の費用負担の現状②-市町村に対する財政支援の状況-【P25】 次世代育成支援に関する利用者負担の現状(保育所の場合)【P26】

(4) 社会保険による課題・社会保険以外の社会連帯による例 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論【P27】 フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ(社会保険以外の社会連携による次世 代育成支援の例)【P28】

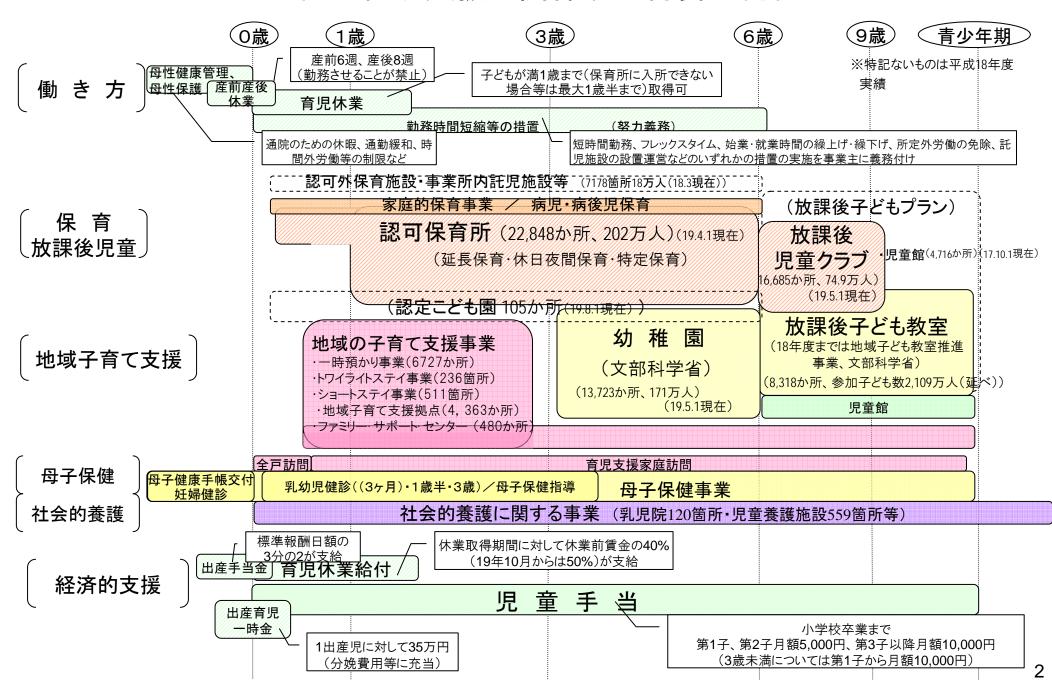
5 保育のサービス提供の仕組みの検討関係 保育所利用の仕組み【P29】 認可保育所の入所基準(政令)ー「保育に欠ける」の判断基準ー【P30】 市町村の入所選考基準の例(K市)【P31】

都道府県別幼児教育の普及状況(5歳児)【P32】

6 その他

多様な主体の参画・協働による子育て支援事例【P33】 社会的養護の現状について【P35】 社会的援護体制の整備状況と自治体間格差【P36】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針【P37】

次世代育成支援に関係する制度の現状



保育サービスの全体像

(深夜) 時間軸:(早朝) 児童育成事業 病児•病後児保育 (補助金) 例)7:00から 例)18:00まで 11時間超分 開所時間:11時間 特定保育 月火水木金土 延長保育 (週2~3日or 保育所(通常保育) 半日の ソフト交付金 (補助金) 部分的利用) 保育所運営費 (負担金) 児童育成事業 (補助金) B 休日保育(日曜·祝日等) 児童育成事業 (補助金) 例:11:00から 開所時間:11時間 22:00まで 夜間保育(通常保育) トワイライトステク 22:00まで 例: 18: 00から 保育所運営費 (補助金) (負担金) ※上乗せ経費分 ソフト交付金 (夜間養護等事業) (補助金) 児童育成事業 家庭的保育 (補助金) 雇用保険助成金 事業所内託児施設 (補助金) 認可外保育施設 例)9:00から 4時間 幼稚園 預かり保育

「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと 願う国民が、その両立の難し さから、仕事を辞める、あるい は出産を断念するといったこと のないよう、

- 働き方の見直しによる 仕事と生活の調和の実現
- ○「新たな次世代育成 支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」と して進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充 実・強化するための「新待機 児童ゼロ作戦」を展開

目標•具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、 待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を 集中重点期間とし、取組を進める。



<10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 38%(※) 【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の 提供割合 19% → 60%(※) 【登録児童数145万人増】
 - ⇒ この目標実現のためには 一定規模の財政投入が必要

・税制改革の動向を踏まえつつ、 「新たな次世代育成支援の枠組み」 の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」 における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組 を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に 10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中 重点期間における取組を推進するため、 待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについ て夏頃を目途に検討

〇保育サービスの量的拡充と提供手 段の多様化〔児童福祉法の改正〕

保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認 定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内 保育施設の充実

〇小学校就学後まで施策対象を拡 大

小学校就学後も引き続き放課後等の生活の 場を確保

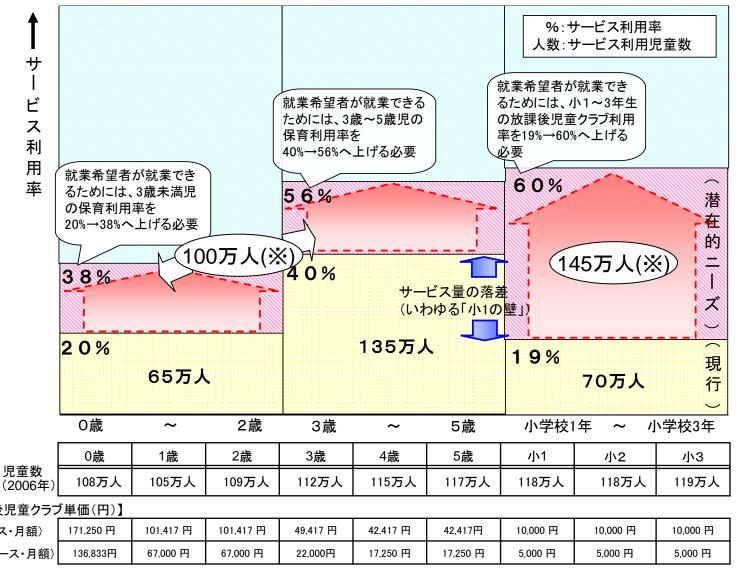
○地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進 法の改正〕

女性の就業率の高まりに応じて必要となる サービスの中長期的な需要を勘案し、その絶 対量を計画的に拡大

○子どもの健やかな育成等のため、 サービスの質を確保

保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差

- 我が国では、多くの女性が出産退職し、幼い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。 (0~3歳: 就業率31%+就業希望者25%、 4~6歳: 就業率51%+就業希望者20%、 7~9歳: 就業率62%+就業希望者13%)
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。



|※潜在的ニーズの量は、 |現在の児童人口にサー ビス利用率を乗じたもの であり、将来の児童数に より変動があり得る。

(参考)

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

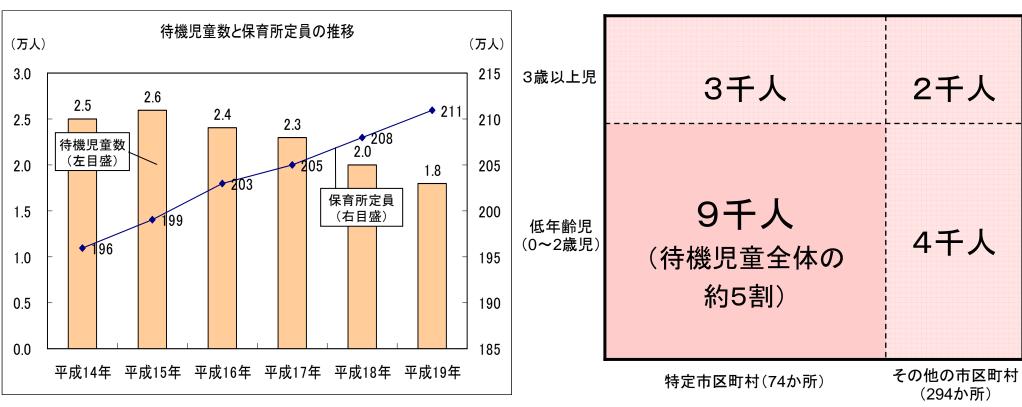
単価(事業費ベース・月額) 単価(公費負担ベース・月額)

保育所待機児童の現状

- 〇平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 〇待機児童が多い地域の固定化
 - 待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- ○低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

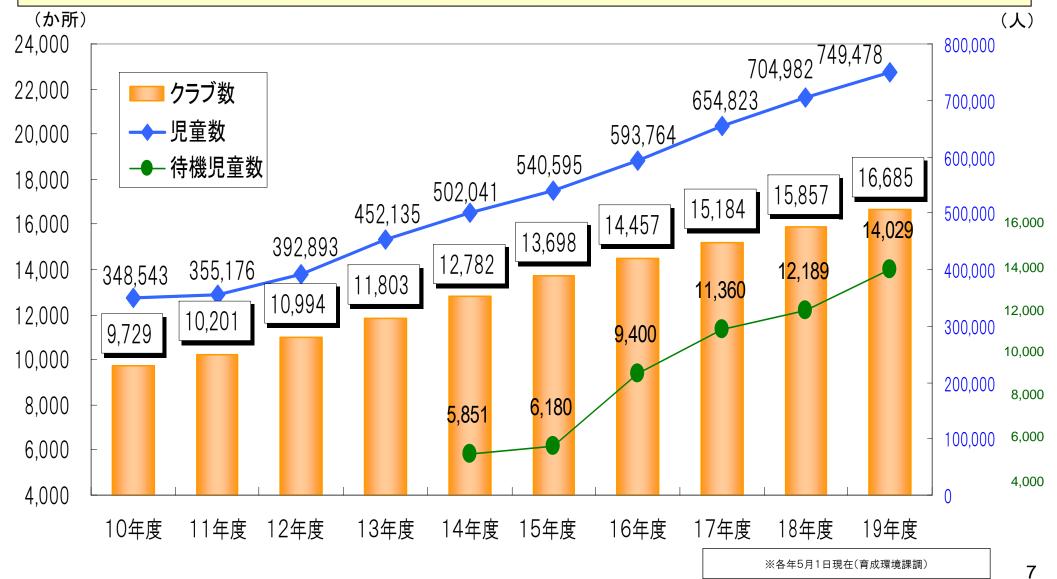
【保育所入所待機児童 1万8千人 の内訳】



- ※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。
- ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

放課後児童クラブの待機児童数等の推移

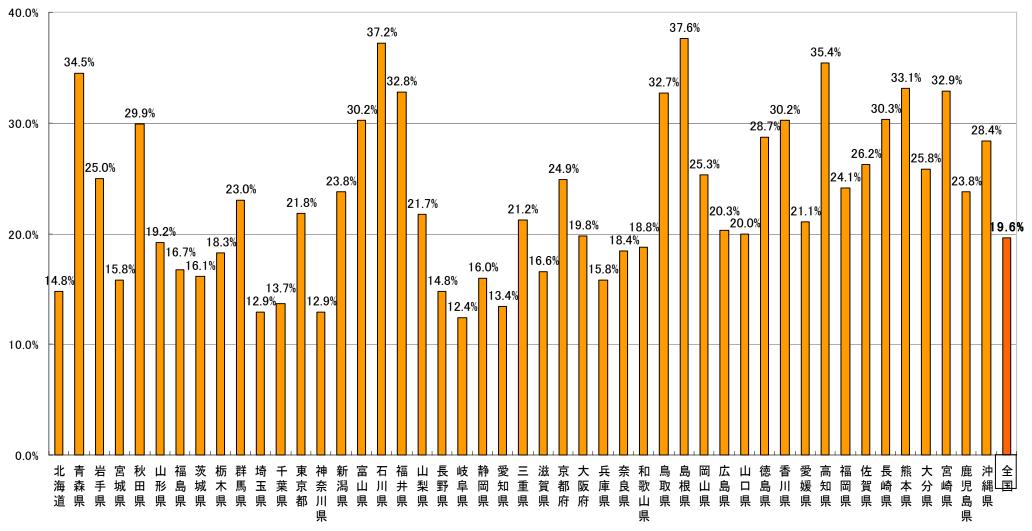
○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は1万4,029人、平成14年の約2.4倍となっており、年々増加傾向にある。



子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)

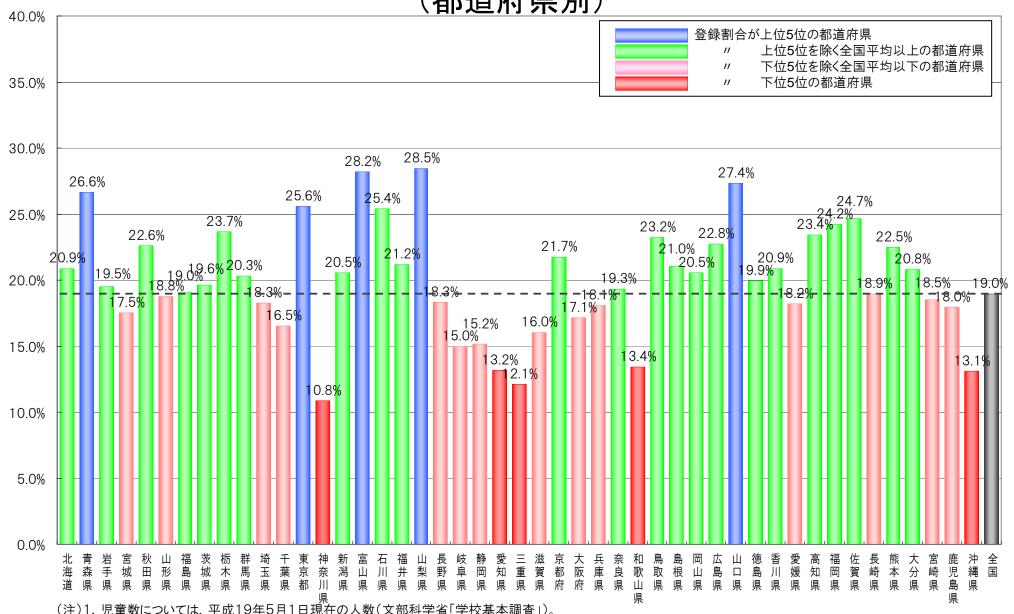
<u></u>		<u> </u>	<u> </u>	
事業名	2004年度末時点	現状 (2007年度交付決定ベース)	2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」)	
通常保育事業(保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人	
延長保育事業	13,086か所 (うち民間分8664箇所)	9540か所(民間分のみ)	16,200か所	
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	72か所	140か所	
休日保育事業	607か所	875か所	2,200か所	
特定保育事業	24か所	927か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)	
病児•病後時保育事業	496か所	735か所	1,500か所	
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所	
生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	_	1063市町村	全市町村 (現在1795市町村)	
育児支援家庭訪問事業	96市町村	784市町村	全市町村 (現在1795市町村)	
一時保育(一時預かり)事業	5,651か所	7213か所	9,500か所 (特定保育事業と合わせて)	
トワイライトステイ事業	134か所	236か所 (平成18年度実績)	560か所	
ショートステイ事業	364か所	511か所 (平成18年度実績)	870か所	
地域子育て拠点事業	2,936か所	4,409か所	6,000か所	
ファミリーサポートセンター	344か所	540か所	710か所	

3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】



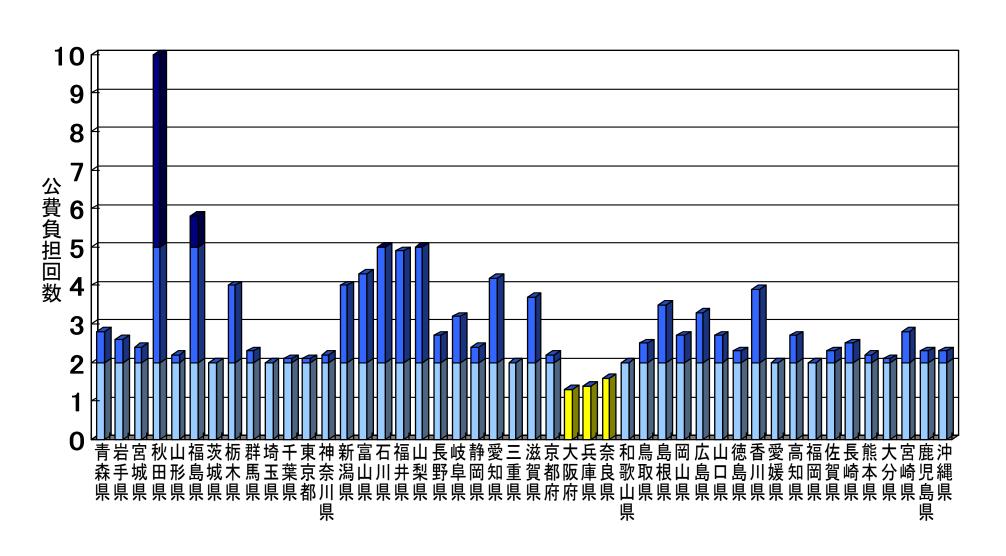
- ※ 【保育サービス利用率】=【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】
- ※「保育所利用児童(3歳未満児)」:福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】 「3歳未満人口」:平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

小学校1~3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合 (都道府県別)

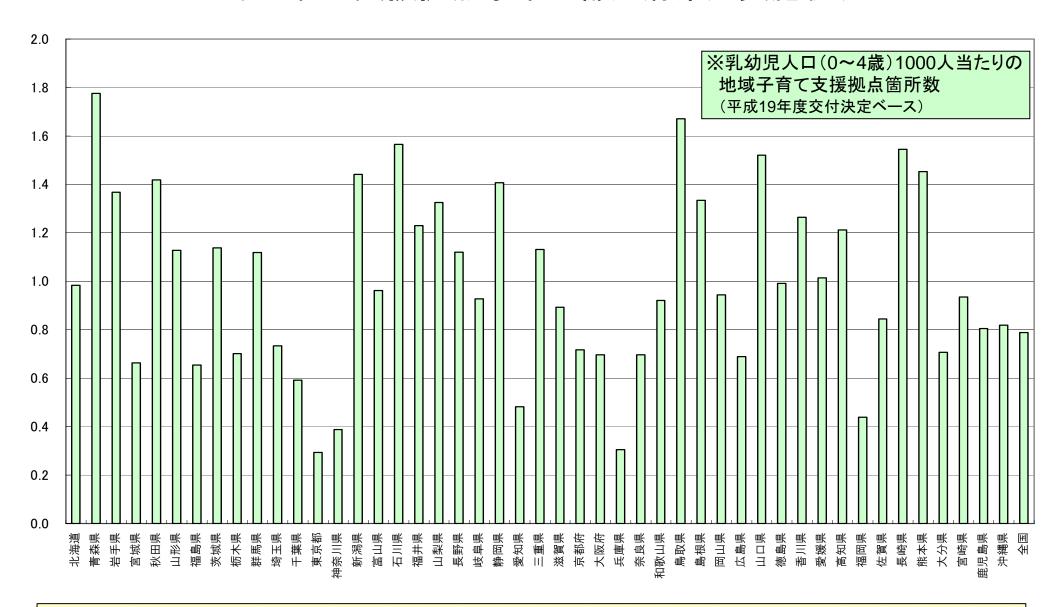


- - 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成19年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 - 3. 割合については、児童数(小学校1~3年生)に対する登録児童数(小学校1~3年生)の割合。

妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況 (平成19年8月現在)



地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



[※]各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。

[※]地域子育で支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準 (職員配置、施設設備等)

〇保育士の配置基準

O歳児	1•2歳児	3歳児	4•5歳児
1:3	1:6	1:20	1:30

〇嘱託医、調理員の配置

〇乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格

(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

保育所保育指針(本年3月に告示化の予定) (保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

監査、評価

都道府県による監査 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

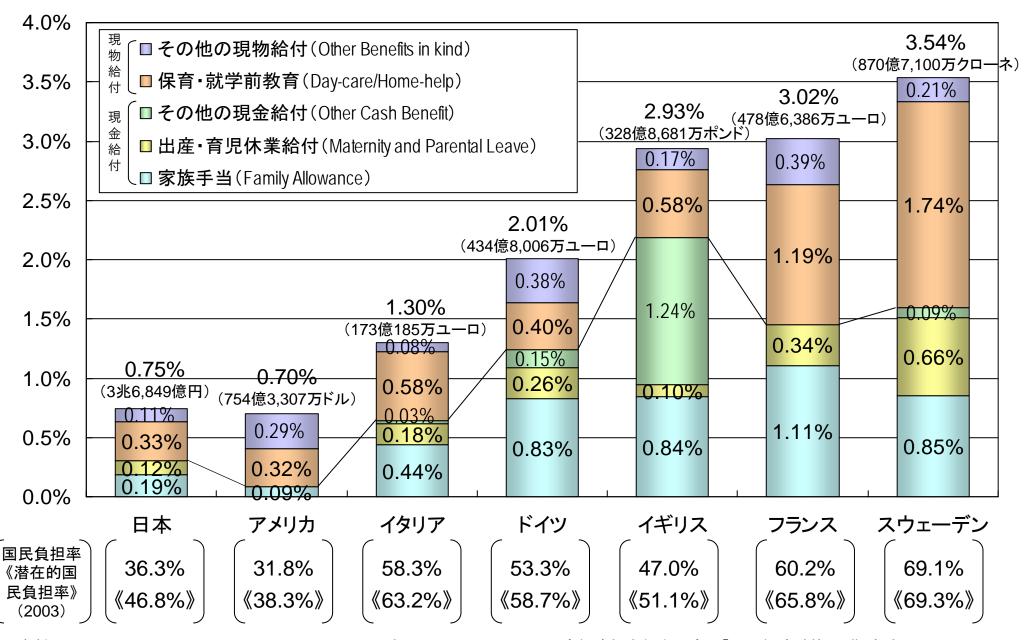
保育士等の給与額、年齢、勤続年数

区分	きまって支給する現金給与 額	年 齢	勤続年数
保育士	21.8 万円	32.8 歳	7.6 年
ホームヘルパー	20.2 万円	43.6 歳	4.4 年
看護師	31.8 万円	36.2 歳	7.1 年
幼稚園教諭	21.9 万円	30.6 歳	6.7 年
全産業平均	33.1 万円	41.0 歳	12.0 年

出典:平成18年賃金構造基本統計調査

- ※職種別の調査であり、保育士については保育所に勤務している者だけではない
- ※きまって支給する現金給与額は、6月分として支給された現金給与額で、所得税、社会保険料などを控 除する前の額

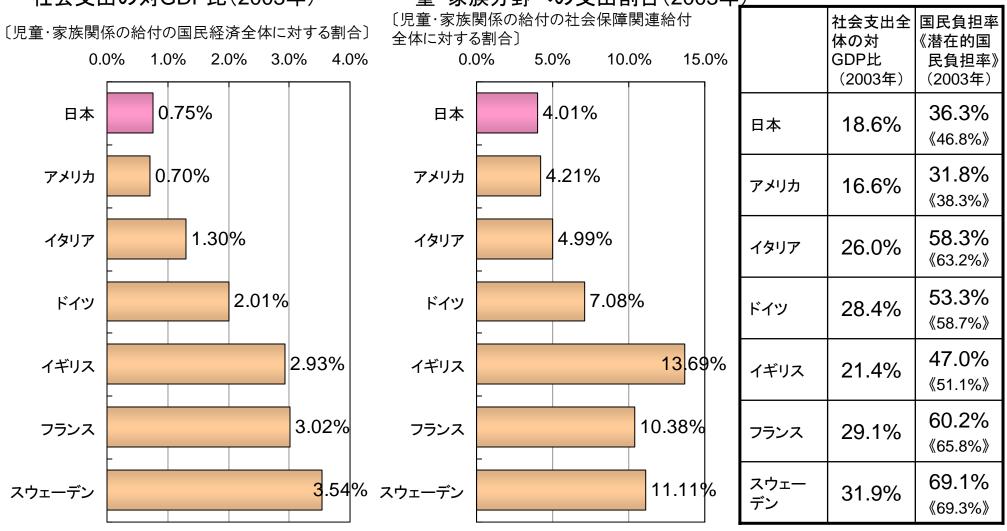
各国の児童・家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料)OECD: Social Expenditure Database 2007(日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

各国の社会支出全体に占める児童・家族関係社会支出の割合

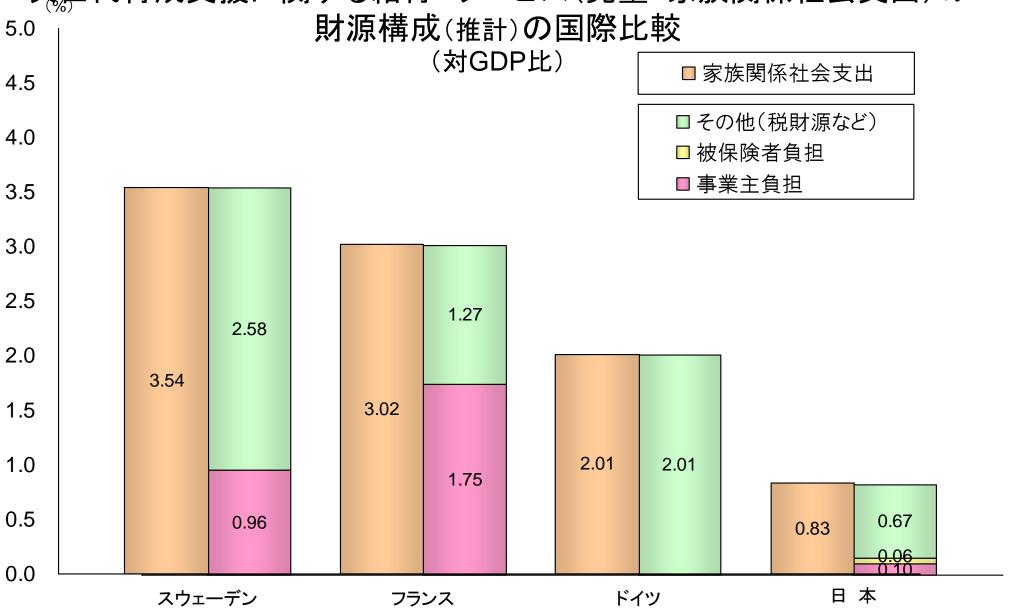
○ OECD基準による児童・家族分野への ○ OECD基準による社会支出のうち、児 〇 備考 社会支出の対GDP比(2003年) 童・家族分野への支出割合(2003年)



(注)児童・家族関係の給付とは、出産や育児に伴う給付、児童養育家庭に対する給付(児童手当等)、保育関係給付、支援の必要な児童の 保護に要する費用、就学前教育費など

資料: OECD "Social Expenditure Database 2007"(日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「平成17年度国民経済計算確報」による。) 16

次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の



仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える 給付・サービスの社会的なコストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より)

児童・家族関連社会支出額(19年度推計) 約4兆3,300億円 (対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円 (I 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 ── 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 〇 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
 - ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
 - ・0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
 - ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計
- 〇 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
 - ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 — 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
 - ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

□ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

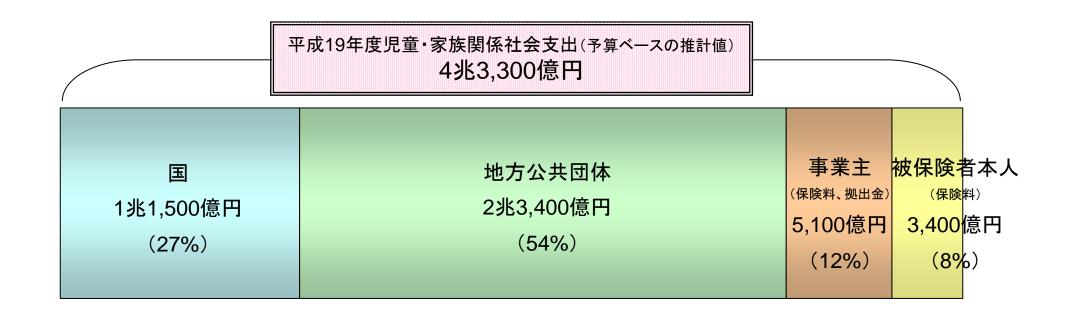
関連社会支出額(19年度推計)約4,500億円

- ――→ 追加的に必要となる社会的コスト +1.800億円
- 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
 - ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実・全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
 - ・全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備・全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、 この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数でみると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

○ 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・ 給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)	 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。 また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	<u>公立</u> [市10/10]	・ <u>児童福祉施設最低基準(</u> ※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定) <u>を維持するための費用の裏付け</u> をすることにより、 <u>児童に対する公の責任</u> を果たそうとするもの。
	<u>私立</u> 【国1/2、県1/4、市1/4】	・ なお、公立保育所については、 <u>地方自治体が自らその責任に基づいて設</u> 置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。
児童手当	被用者(3歳未満) (国・県・市各1/10、 事業主7/10] 公務員 「所属庁 (国・県・市各1/3] 非被用者(自営等)	・ <u>我が国の将来を担う児童の健全育成</u> の観点から、 <u>国</u> が一定の負担。 ・ <u>地域住民の福祉増進</u> にも密接につながるため、 <u>地方</u> も一定の負担。 ・ 児童の健全育成・資質向上を通じて、 <u>将来の労働力確保</u> につながることから、被用者に対する支給分について、 <u>事業主</u> も一定の負担。 ※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めていない。
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児 保育・一時預かり・地域子育で 支援拠点等)	【所属庁10/10】 【国·県·市各1/3】	・ <u>地域住民の福祉</u> に密接につながることにより、 <u>地方</u> も一定の負担。 ・ <u>現在及び将来の労働力確保</u> の観点から、 <u>事業主</u> も一定の負担。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	市 国 【国1/2、市1/2】	・ <u>次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進</u> の一環として、 国の負担による補助を行うもの。

次世代育成支援に関する主な給付・サー 給付費の負担割合と利用者負担 ビスの

《単位:億円) ※100億単位〔100億未満のものは10億単位〕で四捨五入している

59% 5% 0% 100% — 100% — 100% (4500億円) (4500億円) 無財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。	5% 0% 100% (4500億円) (4500億円)	5% 0% 0% (200権円) 0%	5% (20億円)			59%(2700属円)	36% (1500億円)	** (参考)Ⅲ合計(※上記のほか、 36% 田 社会的養護等を含む)
- (<u>*</u> 4)	I		ı	I	300 (%4)		I	子 の 妊婦健診(公費助成) で
※次世代育成 支援効策交付 金(尊業費750 億円)の内数 (※3)	※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内敷	'		I	※次世代育成失機 対策文付金(集集 費750番円)の中数 の1/2	1	※次世代育成支援 外景文付金(事項 買750番円)の付款 の1/2	育 ファミーナボートセンダー
- 300 <u>-</u> (<u>**2</u>)	300	I		100	100	100	I	支える地域と前て支援を点
※次世代青成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内数	※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内数			I	※次世代育成失類 外類文件金(春週 夏750歳円)の内数 の1/2	-	※次世代育成支援 が景文付金(事項 買750番円)の付款 の1/2	全戸訪問 解 · 育児支援家庭訪問 「関
8% 100% — (2365790編用)		8% 用)	(210	14% (3500億円)	53% (1兆3600億円)	98%) ;G	25% (6400億円)	
- 10300 -	- 10300	I		1800	2900	2900	2700	ての子育で える給付) 元幡・田山
- 80 <u>-</u> (<u>**2</u>)	- 80	I		30	30	30	I	を 一時預かり
10% 100%		10%		11% (1400億円)	54%	54%	25% (3300億円)	《参考》[合計 (※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ペース)
- 500 <u>-</u> (ж2)	- 500	ı		200	200	200	I	放課後児童クラブ (※平成20年度予算ペース)
- 20 <u>-</u>	- 20	ı		10	10	10	I	(仕事)
- 80 <u>-</u>	- 80	I		30	30	30	I	で 病児・病後児保育 育 (※平成20年度予算ベース) 子 (※平成20年度予算ベース)
※次世代青成 支援対策交付 金(事業費750 億円/の内数	※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内数	I		ı	※次時代育成失漢 外類文件会(書編 第750集円)の内数 の1/2	1	※次世代育成支援 外景文件会(事集 更750番円)の件数 の1/2	を を 延長保育(私立) 立 (※平成20年度予算ベース) D
- 66 00 4 300	- 6600	I		1	1600	1600	3300	える (※平成20年度予算ペース)
- 3600 3300	- 3600	I		1	3600	1	I	保育所(公立) (※1) (平成20年度予算ベース)
600 1300 —		6 00		6 00	I	ı	100	育児休業給付 (※平成20年度予算ペース)
個人 給付費 負担 (合計) 負担		一直			1 1 1	地方 地方 都道府県 市町村	田	給付・サービス 種別

^{※1)}公址保育の建西賞、經長保育百屯のは一般的源化されているだめ、松址保育の建西賞の集価による作品。※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。
※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。
※4)妊婦確診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)による推計額。なお、公費助成分以外は妊婦本人が健診費用を負担。

各制度の費用負担の現状① -事業主負担の考え方-

○ 医療·年金·介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接·間接に事業主の利益につながること、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組合管掌健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後変更なし。ただし、規約で定め るところにより、事業主の負担割合 を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保 険(政管)と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業 主による福利厚生の向上の観点から、規約に定める場合に は事業主の負担割合を増加することができることとしてい る。
厚生年金	制度発足時(昭和17年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有する</u> ことから、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

雇用保険	失業保険制度発足時(昭和22 年)労使折半(負担割合 1/2) 以後、変更なし	雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。 また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。
児童手当	制度発足時(昭和47年) ・被用者に対する給付の 7/10 ・非被用者に対する給付は全額公費負担昭和57年改正時 ・被用者について特例給付を創設負担割合は 10/10 平成12年・平成16年改正時 ・3歳以上の児童に対する給付等につき公費負担により支給範囲を拡大	児童手当制度は <u>将来における労働力の維持、確保につながり</u> 、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。
介護保険	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。	の重度化の防止等、従業員の離退職の防止等が期待されること、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社会の表現を行った。

各制度の費用負担の現状②

一市町村に対する財政支援の状況一

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による 財政支援が行われている。

制度	市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合
保育所	私立…75%【市町村負担25%】 公立…0%【市町村負担100%】
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】
国民健康保険	100% 【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)
介護保険	87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)
障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけでない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
O歳児	17. 3万円	3. 5万円	13. 8万円	2 : 8
1•2歳児	10. 3万円	3. 5万円	6. 8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2. 8万円	2. 2万円	6 : 4
4歳以上児	4. 3万円	2. 6万円	1. 7万円	6 : 4

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1 兆 7 8 0 0 億円	7600億円	1 兆 2 0 0 億円	4:6

社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

○ 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故と する場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

【社会保険による場合の利点等】

- 〇 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応 した負担増について合意が比較的得やすい。
- 〇 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

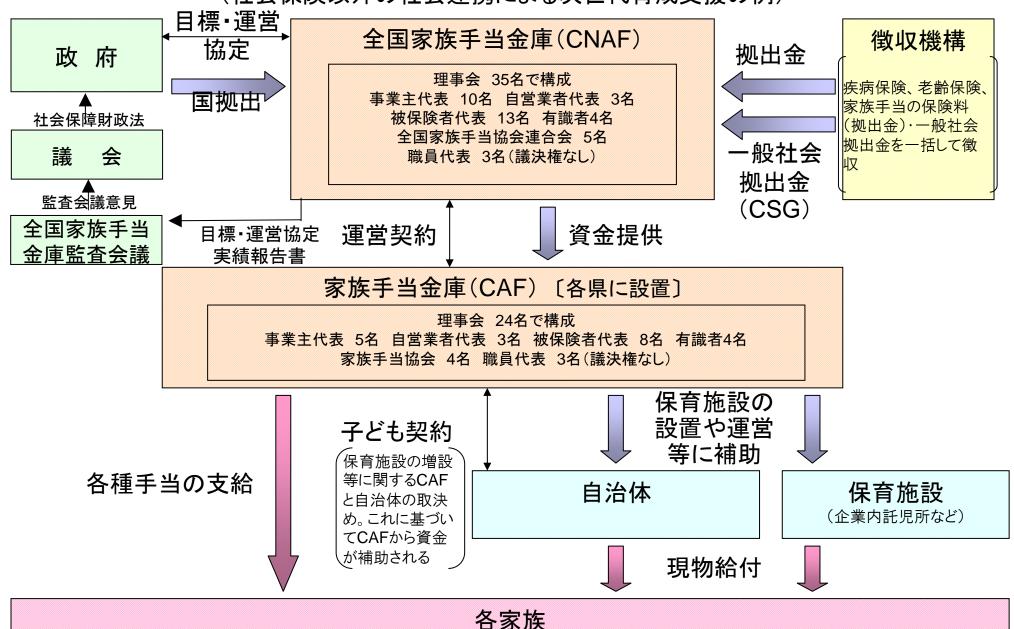
【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、 いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を 受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、 そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性 や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、 次世代育成支援においては、親の未納に対して子に 不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 〇 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」・・・生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その<u>発生が偶然であること</u>(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)。

フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ

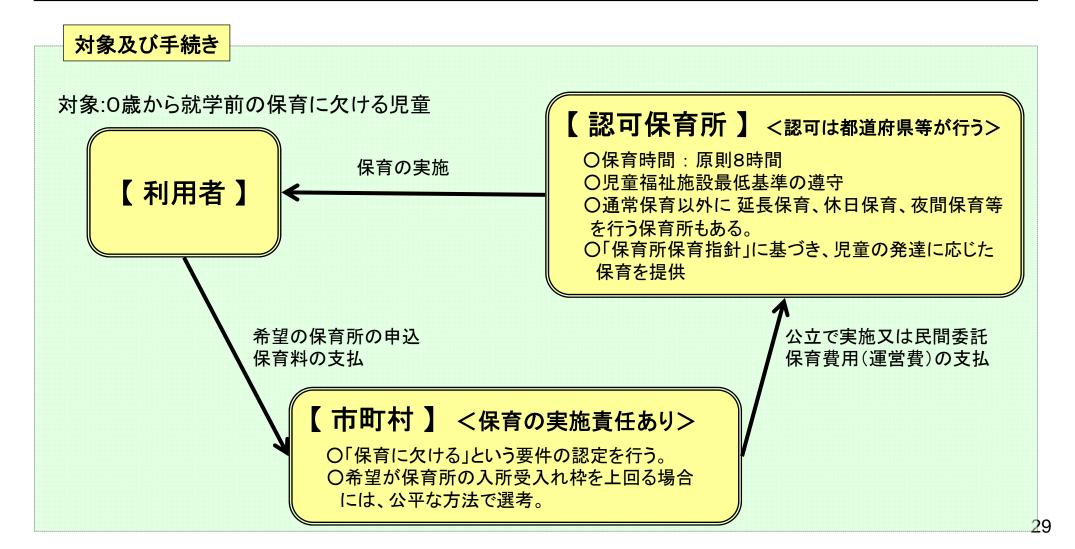
(社会保険以外の社会連携による次世代育成支援の例)



保育所利用の仕組み

保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設 (児童福祉法第39条第1項)



認可保育所の入所基準(政令)

- 「保育に欠ける」の判断基準-

〇児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②~⑤ (略)

〇児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

市町村の入所選考基準の例(K市)

別表 1 保育所入所選考基準

番号		保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外	小労働		月 20 日以上、1 日実働 7 時間以上就労	Α
	(自宅外自営を除く)			(1) 月 20 日以上、1 日実働 5 時間以上 7 時間未満 (2) 月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 7 時間以上	В
	かオ	常勤・非常勤等の呼 つらず、その就労日 動時間により区分す	数及び	(1) 月 20 日以上、1 日実働 4 時間以上 5 時間未満 (2) 月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 4 時間以上 7 時間未満	С
	关证	動列削により位力 9	3 °	就労先確定	D
2	自営	THE STATE OF THE S		月20日以上、1日実働7時間以上就労	Α
	200	名外自営、親族等が の自営を含む)	中	(1) 月 20 日以上、1 日実働 5 時間以上 7 時間未満(2) 月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 7 時間以上	В
	* 1	Y Y Y Y Y Y Y Y	心者	(1) 月 20 日以上、1 日実働 4 時間以上 5 時間未満(2) 月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 4 時間以上 7 時間未満	C
	100000000000000000000000000000000000000	間・労働密度等から		就労先確定	D
	100/00/00/00	中心者と補助的な		月20日以上、1日実働7時間以上	В
	分する		協力者	(1) 月 20 日以上、1 日実働 5 時間以上 7 時間未満 (2) 月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 7 時間以上	c
	10000	内職従事者につい 協力者の細目を適	者	 (1) 月 20 日以上、1 日実働 4 時間以上 5 時間未満 (2) 月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 4 時間以上 7 時間未満 	D
	-			就労先確定(求職活動より上位とする。)	Е
3	妊娠・	・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度の間で、分娩・休養のため保育にあたることができない。 切迫流産等は「疾病」と扱う。	C
1	疾病・	・心身障害者		 (1) 常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に該当 療育手帳の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 	Α
				療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	В
				慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、自宅での療養を 指示されている場合	c
5		病院等居宅外での	介護	介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。	A~(
3.5	介 居宅内での介護 (通院・ 通所の付添いを含む)			通院・通所に要する時間を含め介護に要する時間を基に、居宅外 労働の基準を準用する。(ただし、介護サービス等が利用できる 時間は除く)	A~(
5	災害			災害の状況、復旧に要する時間等を基に居宅外労働の時間を準用 する。	A~0
7		通学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通 学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に、居宅外 労働の基準を準用する。	A~[
	市長による特別		等	自立の促進が認められる ひとり親世帯等については、就労先確 定した場合は、その就労条件により項目番号1と2の労働基準を 準用する。	A~[
	る特	求職活動		求職のため昼間外出することを常態としている。	E
	例	その他		その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められるもの 例)・児童を養育する能力が著しく欠如している ・深夜勤務のため昼間睡眠又は休養をとることを常態として いる。	A~I

(備考)・ランクは、ABCDEの順に入所の順位が高いものとします。

別表2 同一ランク内での選考指数表

項目	説明	指数
世帯状況	(1) 両親不存在世帯	
※ただし、就労先確定によ	両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同	15
り別表1にて優先されてい	様の状態が見込まれる場合	
る ひとり親世帯等につい	(2) 母子世帯	
ては別表 2 の同一ランク内	配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場	
での選考指数表の対象外	合 	
とする。また、重複適用は	ア 配偶者との離婚又は死別	10
しないものとする(例 父子	イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月程度	'
世帯と低所得世帯に該当	ウ 配偶者から6か月程度遺棄されている	
した場合は指数の高い父	エ 婚姻によらないで母になった女子	
子世帯の扱いとする。)。	オ 離婚を前提に6か月程度別居している女子	
	(3) 父子世帯	10
	母子世帯に準じる。 (4) 低所得世帯	
	概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合	7
就労実績 注1	1 年以上の就労実績がある場合	2
进1	半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の	保護者の就労等により、他に児童を保育するものなく、おなかま保育	
利用状況	室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育するものなく	
30222177 03453	やむを得ず児童を職場へ連れて行く場合	1
同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が 65 歳未満の場合	-3
注 2	同居の親族その他の者が 65 歳以上の場合	-1
	近隣(半径 1km 以内)に親族が在住している場合	-1
産休明け、又は育休	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1~3月中の復帰	
明け 注 3	者を含む。)	2
今回の申込み以前に	保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業	
育児休業を取得し入	終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょ	10
所解除となった児童	うだいについては、この限りではない。	
福祉事務所長が特に	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急	
必要と認めた場合	に保育の実施を必要と認めた場合	15

注1 児童の父母につきそれぞれ加算します。

注2 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合があります。

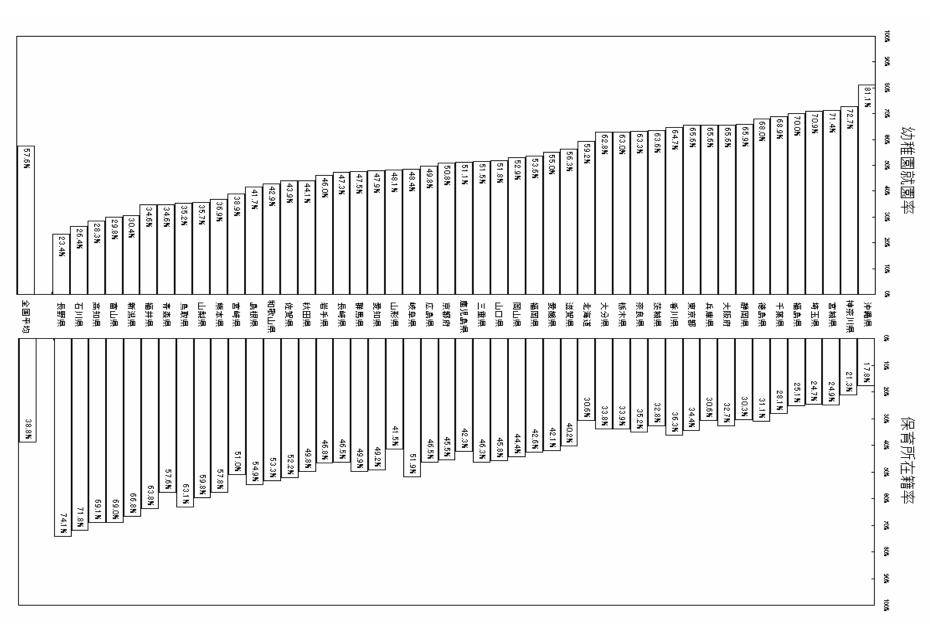
注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複しないものとします。

別表3 同ランク同一指数となった場合の調整項目表

項目
申込み時において保育料を滞納していない世帯
保護者の一方が長期不在(単身赴任、海外勤務、入院等)の世帯 ※確認できる書類等が必要です。
児童を認可外保育施設等に預けている期間の長い世帯
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯
所得の低い世帯
児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯

[・]保護者の中でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。

都道府県別幼児教育の普及状況 (5歳児)



(資料)文部科学省「平成17年度学校基本調査報告書」、厚生労働省「平成17年社会福祉施設等調査」 (注)保育所在籍率については、「平成17年社会福祉施設等調査」の5歳及び6歳の幼児を学齢に換算し、文部科学省で推計したものである。

多様な主体の参画・協働による子育て支援事例

〇多様な主体の参画・協働による取組としては、計画・施策の企画立案・点検・評価への子育て団体等の参画、行政から団体への事業 委託、団体等への助成など、多様な形があり得るが、協働による事業実施としては、以下のような取組例もある。

取組事例 みえ次世代育成応援企業等		みえ次世代育成応援企業等マッチングシステム(三重県)	父親の子育て参加促進事業(埼玉県) (「お父さん応援講座」の実施)
	取組の概要	「みえ次世代育成応援ネットワーク(インターネット上の情報交換等のネットワーク;平成18年6月〜)」会員企業・団体を中心に、企業から使わなくなった備品や事務用品を提供してもらい、子育て支援団体に斡旋したり、場所の貸出や人材の紹介等、会員間で物とサービスのやりとりをネット上で行うシステム。(平成19年9月から実施)	多くの父親にとって身近な場所である職場において同僚とともに、子育ての楽しさを実感し、具体的に活用できる地域の社会資源などを学ぶ、「お父さん応援講座」を実施し、父親の子育て参加を進める。(平成19年度から実施) (実施の流れ) 企業等→県に申込→県が実施主体(NPO法人)と調整 →NPO法人が企業等に出向いて講座を実施
I	双組のきっかけ	〇あるクラフトメーカーが製品とならない素材(紙)を保育園へ 提供し活用していた事例があり、その動きが子育て支援セン ターや他の保育園へと広がっていったことがきっかけとなっ た。	〇父親の子育て参加を促進する事業の実施にあたり、事業案に ついて民間団体から企画提案を公募し、採用したもの。
関わり方	行 坂	〇ネットワークの運営管理、事業の広報、企業・団体等への働き かけ	○受講の募集・広報、企業等からの申込受付、委託事業者との調整○講座実施経費(講師人件費、教材費等)の負担○県職員を対象とした講座の先行実施
	企業等	〇物・サービスの提供(備品、事務用品等が中心)	〇講座実施の企画、受講者の募集 〇講座の中で自社の育児との両立支援制度の説明を併せて実施
	NPO法人等	〇サービスの提供(子育て支援団体による、イベント等での子ど もダンスの披露や出前子育て相談の実施など)	〇講座プログラムの開発、プログラムを実施する人材の養成、 企業等との打合せ、講座の実施
		〇約600企業・団体が参画 〇マッチング実績(平成19年9月〜2月) ・事務用品を中心に24件、サービスについては未把握	〇民間事業者4社+県庁
	効 果	〇中小企業にも取り組みやすい地域貢献の仕組みを作ることで、 地元企業と子育て支援団体の交流が生まれた。	〇企業・事業所で実施することにより、仕事に忙しい父親も参加でき、父親の子育てへの参加意識を高め、職場でのワークライフバランスを進めることができた。 〇実施企業からは継続して開催する方向で検討中との声もある。
	今後の方向性	○事業のさらなる周知○県内の子育てサークルやNPO法人には、インターネットにつながる環境が整っていないところも多く、紙ベースでの広報や対応が重要。○提供企業の開拓(具体的に提供する物やサービスの確保)	〇企業では、従業員の父親としての子育て支援となると関心が あまり高くないのが現状。事業のさらなる広報とあわせ、県庁 職員が企業を直接訪問して、事業のPRを進めていくなど地道 な取組が重要。

取組事例		子育て総合支援センター事業(徳島県)	子育てネットの運営・マップづくり(三鷹市)
	取組の概要	徳島県子育て総合支援センター"みらい"(平成18年11月に徳島県男女共同参画交流センター内に開設)では、子育て関係組織等の取り組みを総合的にコーディネートするとともに、関係機関等の連携推進や人材育成、子育て支援情報の集積・発信、相談事業の実施等、地域における子育て支援活動を積極的に支援	「みたか子育てネット」(ネットワーク上で、様々な子育で情報の紹介や子育て相談を行っているサイト)の運営や、「三鷹おでかけマップ」(乳幼児の保護者を対象にした市内まちあるきマップ)の作成を企業やNPO法人と協働して実施。
取組のきっかけ		〇子育て家庭の支援に向けて、市町村・NPO・子育てサークル 等の組織が活動を展開する中、さらなる利便性と相互の連携 強化を図ることにより、地域の子育て機能の総合力を高め、 次世代育成支援を推進することを目的に開設	〇第3セクターである(株)まちづくり三鷹を設立し、地域振興を進めてきた中で、子育て中のママが活動母体となっているNPO法人と関わりを持ったこと。より市民に近いところで運営をすることが、市民との距離感を縮めるとの思い。
	行政	(市町村) 〇子育て支援機関等連携推進会議への参画や情報提供 (県) 〇子育て支援機関等連携推進会議の開催 〇情報集積・発信 〇地域の子育て支援に関わる人材活用や養成事業の実施 〇子育て支援活動者に向けた相談事業の実施	○掲載コンテンツの決定 ○ネットを通じて寄せられた質問に対する回答等 ○マップの編集・発行については行政とNPO法人が協働
オ リ フ) A ## /#-	〇児童養護施設や保育所を運営する社会福祉法人が子育て支援 機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 〇企業と連携した子育て支援の取り組みが今後の課題である。	〇サイト全般の管理運営
	NPO法人等	〇子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を 行う。 〇子育てサークル等に出向き活動支援(子育で応援の匠派遣事業)	〇子育てネットのコンテンツ更新など運営全般 〇マップの取材、編集
	実 績	〇子育て支援機関等連携推進会議を県域4ブロックで開催 〇ニュースレターの発行〇医師等の有資格者や子育て支援活動の 実践者を「子育て応援の匠」として登録・派遣する。〇ボラン ティア養成講座の開催や養成講座修了者の登録〇子育てサークル 支援研修を実施〇相談事業の実施〇研修室や託児室等の設備を有 する男女共同参画交流センターの特性を活かした共催事業の実施	〇子育てネットの年間アクセス数約450,000件 〇マップについては、毎年度5~6千部を発行
	効 果	○子育て支援機関の連携推進○子育て支援活動者の情報交流○人材育成	〇コンテンツについては、母親の視点でまとめたものや母親同士、双方向で得られる情報等を中心にまとめられており、特に子育てネットは、24時間いつでも欲しい情報にアクセスでき、実用性が高いとの評価を受けている。 URL http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/
	今後の方向性	○事業のPR等を進め、子育て支援関係者のセンター事業活用の拡大を図る。 ○さまざまな子育て支援活動のネットワークづくりや支援事業を 進め、地域での子育て支援活動がより広がりをもち、充実した ものとなるようコーディネート、支援を行っていく。	○情報提供のみならず、保育士など専門家が地域(住民協議会が管理するコミュニティセンター)に出向き、出前型の親子ひろば事業を展開することや、協働センターを中心に、子育てNPOとの定期的な情報交換会を実施するなど、協働の展開をさらに進めている。

社会的養護の現状について

里	親
制	度

保護者のない児童または保護者に監護させることが 不適当であると認められる児童の養育を都道府県が 里親に委託する制度

登録里親数	委託里親数	委託児童数
7,882人	2,453人	3,424人

資料:福祉行政報告例 [平成18年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有 する児童	不良行為をなし、又 はなすおそれのある 児童及び家庭環境そ の他の環境上の理由 により生活指導等を 要する児童	義務教育を終了した 児童であって、児童 養護施設等を退所し た児童等
施 設 数 (公立·私立)	120か所 (15か所・105か所)	559か所 (53か所・506か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所
児童定員	3,707人	33,561人	1,486人	4,101人	336人
児童現員	3,143人	30,764人	1,131人	1,836人	236人

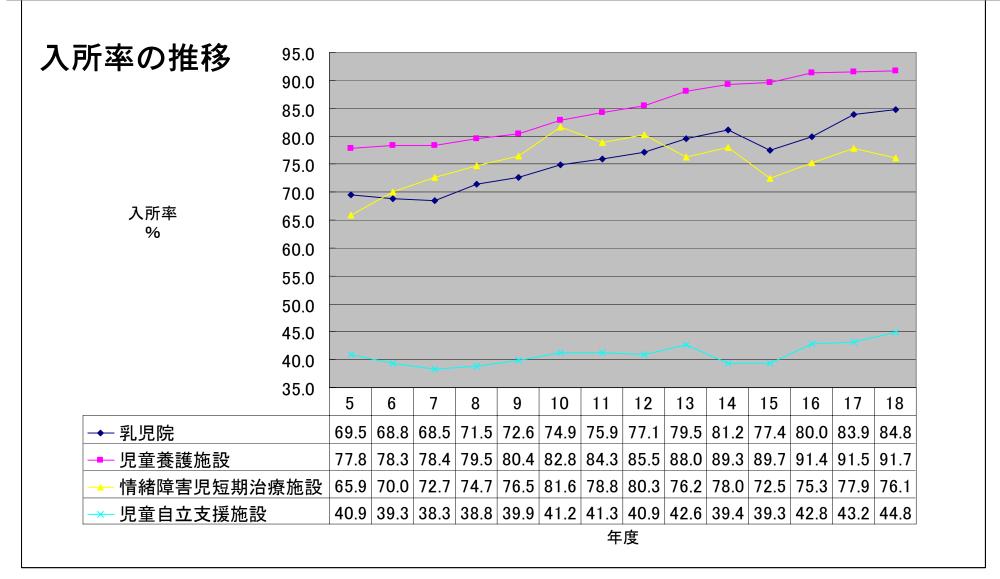
資料:社会福祉施設等調査報告[平成18年10月1日現在] 自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在] (12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357力所
地域小規模児童養護施設	146カ所

資料:小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

社会的養護体制の整備状況と自治体間格差

→ 施設の入所率は増加する傾向にある



※社会福祉施設等調査報告

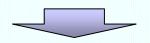
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針

〇「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を策定

緊 要 性

【仕事と生活の間で 問題を抱える人の増加】

- ○正社員以外の働き方の増加
 - → 経済的に自立できない層
- 〇 長時間労働
 - → 「心身の疲労」「家族の団ら んを持てない層」
- 働き方の選択肢の制約
 - → 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化や労働力の確保が 社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の 希望を実現しにくいものにし、急 速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて、 多様な人材を活かすことができない

実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を 果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期 といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

〇就業率(②、③にも関連) <女性(25~44才)>

現状 64.9% → 2017年 69~72%

<高齢者(60~64才)>

現状 52.6% → 2017年 60~61%

○フリーターの数

現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合現状 10.8% → 2017年 半減
- 〇年次有給休暇取得率 現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 〇第1子出産前後の女性の継続就業率 現状 38.0% → 2017年 55%
- 〇育児休業取得率

(女性)現状 72.3% → 2017年 80%

(男性)現状 0.50% → 2017年 10%

〇男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭) 現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日